

2006 年 8 月 8 日

各位

株式会社みずほ銀行

公正取引委員会からの「警告」について

本日、公正取引委員会より、当行が 2006 年 3 月 1 日より 31 日まで使用していた「住宅ローン長期固定金利キャンペーン」および「住宅ローン特別金利キャンペーン」のチラシについて、不当景品類及び不当表示防止法第 4 条第 1 項第 2 号の規定に違反するおそれがあるため、今後このような表示は行わないよう警告を受けました。

当行といたしましては、深く反省いたしますとともに、今回の警告を厳粛かつ真摯に受け止め、今後とも、より一層わかりやすい表示を行って参るよう努める所存でございます。

[本事案内容]

当行では、金利キャンペーンの対象期間として「2006 年 3 月 31 日（金）までにお申込受付分（2006 年 6 月 30 日（金）までにお借り入れ分）」、また具体的なお借入金利の例として「15 年固定 2.65%」「当初 10 年固定 2.25%」など并表示しておりました。お借入金利は実際にお借り入れいただく日の金利が適用されることから、お借入日が 4 月以降になると表示どおりの金利が適用されず、このような表示は一般消費者に誤認される疑いがあるとされたものです。

以上